

平成24年度の調査地区及び小字名です。

(事業費の縮小等により調査地区の変更も予想されます)

大根占

① 岩元自治会周辺地区 2.33 km²

米山・大平・竹山・石塚・馬山・牟禮・名辺迫・稗木場

② 大尾自治会北側周辺地区 0.58 km²

北長尾・北赤迫・七曲・榎ヶ枝

田代

③ 田代麓地区 1.33 km²

油木田・樋渡・永山・段・櫛木・塩井川・観音馬場・栢木馬場・東城戸・八田・城ノ脇・竹下・堀田・屋敷ノ下・表木ノ下・洗切・マテノ木・春田城・尾ノ後・中東・麦生田・道ノ下・崩内・大東・飯牟田・山宮・流合・森木ヶ迫・小田ヶ宇都・先小田ヶ宇都・山神・桂廻・山神宇都・山下・山下西ノ迫

● 地籍調査について

- 1 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 2 現地調査（立会い）前に集合場所・時間等を示し、立会依頼の通知文書を出します。
- 3 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 4 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 5 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 6 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 7 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。

(年間何千本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。)

- 8 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないなので雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 9 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして立ててください。
- 10 平成24年度の現地立会いは、5月頃から行う予定です。